

国立国会図書館月報

稀本あれこれ-446-	
『国字国語改良論說年表』 亀田次郎旧蔵	
韓国国会図書館との業務交流(第2回)一課題の解決に向けて-	1
国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会(第3回)	
の開催と答申の手交について	7
国際セミナー	
「デジタル時代のドキュメント・デリバリー・サービス	
ビジョンと戦略」	8
	本屋にない本 14
<お知らせ>	
「琉球列島米国民政府(USCAR)資料」の一部	
(広報局分)公開について	15
平成16年度視覚障害者サービス実施機関との懇談会	16
「第12回総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告	17
国立国会図書館の平成17年度予算について	18
	NDL news 20
	館内スコープ 21
	常設展示のお知らせ 21
	月例報告 22
	国立国会図書館の編集・刊行物 37
<お知らせ>	
「アジア情報機関ダイレクトリー」	
当館ホームページで公開	39
電子図書館サービスのページ	41
ビジュアル国立国会図書館博物館(1)	42

4 2005

No. 529

国立国会図書館利用案内

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331
利用案内 電話 03 (3506) 3300 (音声サービス)
電話 03 (3506) 3301 (FAX サービス)

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話 0774 (98) 1200 (音声サービス)
利用案内 電話 0774 (98) 1212 (FAX サービス)

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

開館日 月曜日から土曜日

休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

所蔵資料 当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。

<東京本館のおもな資料>和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフィシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料

<関西館のおもな資料>和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

..... 東京本館のサービス時間

開館時間 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00

※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。

資料請求時間 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00

※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。

即日複写受付 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00

後日複写受付 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

オンライン複写受付 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30

..... 関西館のサービス時間

開館時間 10:00～18:00 **即日複写受付** 10:00～17:00

資料請求時間 10:00～17:15 **後日複写受付** 10:00～17:45

セルフ複写受付 10:00～17:30 **オンライン複写受付** 10:00～17:00

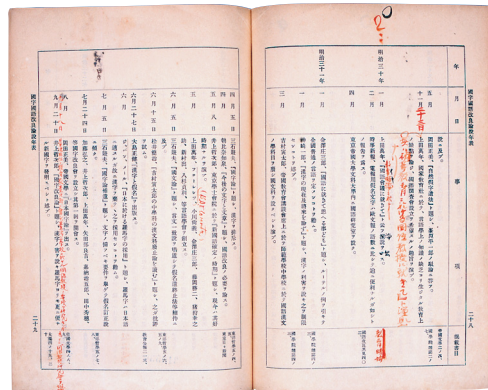
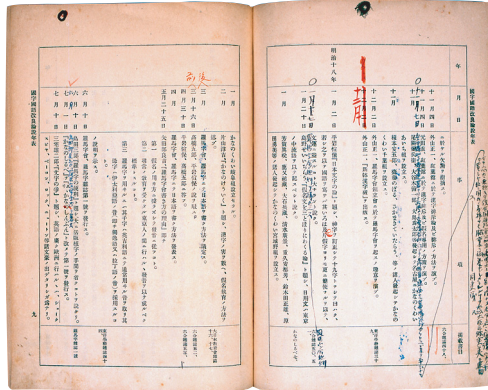
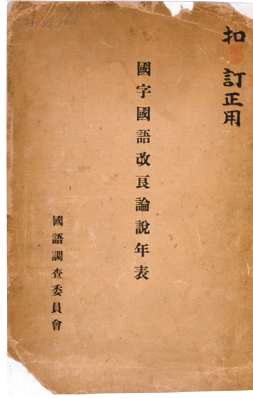
※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

稀本お札の札

(446)

『國字國語改良論說年表』

亀田次郎旧蔵



『國字國語改良論說年表』 亀田次郎旧蔵

明治維新以後、仮名専用論、ローマ字専用論、漢字制限論等、国語・国字の改良に関する議論が活発に行われた。明治二〇年代中頃に一旦終息に向かうが、日清戦争後、改良を求める気運が再び高まったことを受け、明治三五年（一九〇二）三月、国語・国字問題を調査する政府機関として国語調査委員会が設置された。

明治三七年（一九〇四）四月、国語調査委員会は『國字國語改良論說年表』を刊行した。この年表は、明治三六年（一九〇三）までの国語・国字改良に関する出来事、新聞記事、論文等を年代順に整理し、今後の調査に役立てることを目指して作成された。凡例に「本書ノ稿ヲ起スヤ、數人ノ手ニ籍リテ其材料ヲ蒐集セリ」とあるのみで執筆者は明記されていないが、明治三六年八月一九日付『官報』には「補助委員大矢透」の名が担当者として挙げられていることから、大矢を中心とする補助委員数名が調査にあたったと見られる。

当館ではこの年表を二部所蔵しているが、ここに紹介するのはこの中の一部で、国語学者亀田次郎（一八七六～一九四四）の旧蔵本である。亀田は、明治三三年（一九〇〇）一〇月、東京帝国大学文科国文学科に入学し、上田万年らに国語学の指導を受ける。明治三六年七月に卒業、翌三七年一月、国語調査委員会の調査事務嘱託となり、岡田正美、保科孝一、新村出ら補助委員の調査を補佐する役割を果たした。特に『音韻調査報告書』『音韻分布図』『口語法調査報告書』『口語法分布図』の編集に尽力したことで知られている。

本書の表紙には「亀田」の印が捺され、「扣 訂正用」と記されている。本文中には朱筆、青インク、鉛筆による書き入れが多数あり、誤植等の訂正のほか、新たに判明した事項が追記されている。増訂版の刊行を期して委員会に備えてあったものらしく、明治三七年七月に刊行された増訂版では、本書に見られる朱筆の訂正部分がほぼその通りに反映されている。青インクや鉛筆による書き入れについては反映されていないが、これは増訂版の校了後に記されたためと考えられる。書き入れの大部分は亀田の筆によるもので、調査事務嘱託としての仕事ぶりを垣間見ることができるといえる。

後年の亀田は、第七高等学校造士館、國學院大學、大阪外国語学校、大谷大学で教鞭をとり、古辞書の研究等において大きな業績を残すことになる。国語調査委員会は、新進の研究者に活動の場を与えて後進を育成するという一面も持ち合わせていた。

一冊、六一頁。大きさ縦二五・一×横一七・五cm。昭和十九年（一九五四）購入。（請求記号 810.9-K0547k2-III）

（小坂昌）

韓国国会図書館との業務交流（第二回）

— 課題の解決に向けて —

はじめに

韓国国会図書館との二回目の業務交流が、二〇〇四年二月一三日から二月一九日まで、韓国・ソウルの韓国国会図書館において行われた。

韓国国会図書館は、韓国国立中央図書館とともに韓国を代表する図書館である。国会のための図書館であるとともに一般国民へのサービスも行っており、納本図書館でもある。

当館と韓国国会図書館との交流は二〇〇〇年にスタートした。一往復二年間の相互派遣による研修交流の後、昨年から、相互に二名の職員を派遣し、お互いの主要課題について報告、討議する業務交流がスタートし、まず当館へ韓国側の研究官を迎えた（本誌五一七号）。今回は、その第二回として、当館から調査及び立法考査局（以下、調査局）行政法務課の岡村美保子主査と外交防衛課の塚田洋主査の二名が訪韓し、主に国会サービス部門である立法電子情報室の職員との交流を行った（業務交流の日程は、次ページ表のとおり）。



今回の交流の目的は二つであった。一つは、業務交流として日本側が訪韓する最初の機会であることから、両館の国会サービスの実情について認識を深め合うことである。もう一つは、セッションのテーマとした具体的な共通課題について、互いの知識、経験を持ち寄り、業務改善のヒントを得ることである。

表 業務交流日程

12月13日	訪韓団ソウル着
12月14日	館長表敬、館内見学、立法電子情報室（立法情報1～3課）の業務説明
12月15日	立法電子情報室（電子情報総括課、電子情報運営課）の業務説明 業務交流 セッションⅠ 「立法補佐機関における専門性強化」
12月16日	業務交流 セッションⅡ 「立法情報サービス及びそれに伴う著作権問題」 韓国国立中央図書館訪問（館長表敬、館内見学）
12月17日	業務交流 セッションⅢ 「国会図書館の立法情報サービス—その現状と将来」 総括質疑、意見交換 大統領官邸見学
12月19日	金浦空港から帰国

業務交流のセッションは三回に分けて行われた。一二月五日のセッションⅠ「立法補佐機関における専門性強化」では、日本側が「国会サービスの強化—調査サービスの現状と人材育成の視点から」（塚田洋調査局外交防衛課主査）というテーマで、求められる調査員像と人材育成の取組みを報告した。韓国側は「立法支援業務の現況及び専門性確

保の方策」（ホン・ワンシク（洪完植）立法電子情報室立法情報三課立法情報研究官（当時））で、専門人材を確保するための具体策を紹介した。

一二月一六日のセッションⅡ「立法情報サービス及びそれに伴う著作権問題」では、日本側「国会サービスにおける著作権問題について」（岡村美保子調査局行政法務課主査）と韓国側「立法情報サービスと著作権」（クォン・セキ（権世基）立法電子情報室立法情報一課立法情報研究官）の報告があり、両館における著作権問題への対応と今後の課題が説明された。

一二月一七日のセッションⅢでは、前回の業務交流で訪日したキム・ユヒャン（金裕香）立法電子情報室立法情報二課立法情報研究官が、「国会図書館の立法情報サービス—その現状と将来」というテーマで報告を行った。その後、金研究官の司会の下、セッション全体を通じての質疑、意見交換を行った。

以下それぞれの発表と質疑応答の概要を紹介する。

業務交流 セッションⅠ

「立法補佐機関における専門性強化」

「国会サービスの強化

—調査サービスの現状と人材育成の視点から」
調査及び立法考査局外交防衛課 塚田洋主査

①調査サービスの現状

調査局の行う調査サービスは、依頼調査と予測調査の二種類である。議員等からの依頼に基づいて行う依頼調査は長期的に増加傾向にあり、回答期限も短いものが多い。さらにサービス対象が広範である（両議院の議員全員のほか、元議員や議院事務局等の依頼にも応じる）うえ、内容も法案審査に直結するものに限らない。また、諸外国の制度や立法動向に関する調査依頼も多い。

調査局は、将来依頼の予測される問題について行う予測調査にも力を入れている。各調査員は「基本調査業務計画」に基づいて計画的に調査を行い、その成果を調査局の刊行物である『レファレンス』、『調査と情報—ISSUE BRIEF—』、『外国の立法』等に掲載する。さらに、機動的かつ重点的な調査を目指しており、速報性を重視する『国政の論点』の執筆や主題横断的な問題を扱う「総合調査」にも取り組んでいる。

②求められる調査員像と人材育成の取り組み

調査員は、大量かつ多様な依頼調査に回答しながら、予測調査の一環として論文を執筆する。したがって、調査員には「専門職たるライブラリアン」と「担当分野の専門家」という二つの能力が同時に求められる。すべてをこなす万能調査員はまれだが、調査局は、それぞれの専門分野に強い人材を育成することで、組織として高い調査能力を発揮することを目指す。

これまでも、①オンザジョブトレーニングや調査経験の共有、②調査業務研修や外国法研究会、③国内・海外留学や人事交流などを通じて、人材育成が行われ、一定の成果をおさめた。しかし、どのような能力を優先的に育成するか、あるいは、若手職員に仕事の「技術」だけでなく仕事の「意味」をどう理解させるか、といった議論はあまりなされなかった。調査局の人的資源に限りがあり、国会サービスへのニーズが高まる中、こうした視点から人材育成を捉えなおす必要もある。

「立法支援業務の現況及び専門性確保の方策」

立法電子情報室立法情報三課

ホン・ワンシク（洪完植）立法情報研究官

①立法情報研究官の業務

立法情報研究官は、立法情報一課から三課で計二二名である。政治外交、教育・文化、経済、産業、法律行政のいずれかのチームに所属して、その中の細分化された主題領域を一人を担当する。研究官は全員博士号を持つ研究職であり、「立法情報質疑回答」（当館の依頼調査に相当）においても専門的な分析的調査を行い、回答内容については、担当した研究官がすべて責任を負う。二〇〇四年の依頼件数は一月末まで一、一五四件であった。

「立法知識データベース」の維持管理も研究官の重要な業務である。立法活動に必要な政策課題について、その問

題を簡潔に解説した本文と参考になる新聞情報、論文、図書などのうちインターネットで見られるものをリンクした関連情報とで構成される。二〇〇四年は、六五テーマを新規登録し、既存の八四テーマを更新した（一月末現在）。

また研究官は、「立法情報」(当館の『調査と情報』(SCUD BREFE)に相当)という立法参考資料を印刷物とオンラインで提供している。

②立法支援機能の拡大と専門性確保の方策

議員や議員秘書にも高学歴の専門家が增え、依頼内容も専門的で高度なものが多くなっている。特に、立法情報質疑回答については、迅速、正確かつ良質なサービスを提供することが年々難しくなっている。対応策としては次の四点が考えられる。

第一は人員増である。現在、研究官一人当たり一三・六人の国会議員を支援しているが、これを少なくとも国立国会図書館調査局の水準(調査員一人当たり五人の議員を支援)に改善すべきである。第二は、研究官の身分の安定である。契約職公務員ではなく一般職公務員として身分を保障すれば、離職率が減少し専門性の強化に結びつくであろう。第三は、担当分野の細分化である。人員増にあわせ、現在の一九分野を四五分野に細分化し、同時に関連分野別のチーム制を導入すべきである。第四に、他の立法補佐機関のように、研究官に行政官庁等への資料要求権を付与することである。

質疑応答等

専門性の高い人材を確保するために、日本側は「育てる」、韓国側は「集める」という基本的な発想の違いがあった。

韓国側からは、一、予測調査や総合調査のテーマ決定過程について、二、『外国の立法』の執筆体制について、質問があった。一について、通常国会前から新年度の計画策定に向けた準備作業が始まることや、総合調査室の機能等について説明した。二については、海外立法情報調査室・課を中心に、日常的に重要法案の動きを追っていることや外国法研究会における研さんについて説明した。



セッションII

「立法情報サービス及びそれに伴う著作権問題」

「国会サービスにおける著作権問題について」

調査及び立法考査局行政法務課 岡村美保子主査
わが国の場合、国会サービスとして情報サービスにおける著作物の利用は、複製に関しては、基本的には立法・行

政・司法を円滑に遂行するための著作権制限規定である著作権法第四十二条の適用を受け、その要件を満たしていれば、著作権者の許諾を得ずに行うことが出来、この場合には、同法第四十三条により、翻訳して利用することも可能である。それでも、これまでの業務遂行において、著作権にかかわる問題が生じ、対処を行ったことがある。その実例として以下の二件を紹介した。

①館刊行物掲載論文の著作権処理

一九八〇年台後半頃、民間の出版社から『外国の立法』の復刻出版の申し出があったが、当時当館刊行物に掲載されている論文の著作権がどのようになっているのかは必ずしも明確でなかった。このため館内で検討が行われた結果、一九九〇年、「国立国会図書館における著作権問題について」という決定が行われ、職員の著作物については、過去の分も含め、すべて職務著作として館に著作権が帰属することとし、以後は執筆規定等でこの旨が明確になるようにした。

②インターネット上での調査局刊行物の公開

調査局の刊行物は、一九九八年から国会WAN上の「調査の窓」で電子版としても提供しているが、二〇〇三年五月からは、当館ホームページ上でも一般公開することとなった。広く一般公衆の目に触れることになるため、これまで以上に著作権の問題に注意を払う必要があることから、公開に先立ち、改めて著作権法に関する局職員全体の認識の

共有を図ること、これまでの刊行物についても、問題がなかろうか入念なチェックを行うこと、執筆マニュアルに著作権法に関する事項を加筆することが方針として立てられ、実行に移された。

「立法情報サービスと著作権」

立法電子情報室立法情報一課

クオン・セキ（権世基）立法情報研究室

韓国では、最近の著作権法改正により、権利者に利用料を支払うことで電子化した資料の一般国民の利用を推進する等、積極的な著作物利用を進めている。著作権保護を強化する国際的な趨勢の中、韓国国会図書館でも、例えば立法電子情報室で構築して提供している立法知識データベースの作成においても、剽窃疑惑や著作権の侵害が起きないよう、注意を払っている。これまでのところ、立法情報支援業務は、著作権によって大きく萎縮されることなく遂行されている。一方で、大量の情報の氾濫から国会議員の間に「情報不安」が発生しているように思えること、国会議員による行政府作成資料の剽窃の問題が発生したこと等、意識の面で問題が存在している。また、資料の公開・非公開の点で、著作権問題に限らず注意すべき点がある。

質疑応答等

韓国側からは、日本側が紹介した具体的方策につき、熱

心な質問があった。館刊行物掲載の職員作成著作物の著作権の帰属についてもさらに詳しい質問があり、お互いに意見交換をした。

日本側からは、業務における著作権問題につきどのような点を課題と考えているかを質問、現在のところ対策にあたる担当者がいないこと、議論が未だそれほど活発でないこと等があげられた。また、知的財産権と「国民の情報共有権」とのバランスが重要であるが、韓国ではどちらかというと「情報共有権」に重点を置いてきたとのことであった。

セッションⅢ

「国会図書館の立法情報サービス―その現状と将来」

金裕香（キム・ユヒャン）立法情報研究官から韓国国会図書館の立法情報サービスの現状と将来の課題についての報告があった。金研究官は、その報告において、変化する社会への対応を図るため、専門性と迅速性が要求されており、民主化から多様性が生じている中で、立法の新たなテーマに対処するためには現在の体制では限界があり、より効果的なテーマに取り組むためには外部専門家との協力を含めた対応が必要となっているという韓国国会図書館の現状分析とともに、今後積極的方向性を見出していくべきとの考えを披露した。

次に、この報告をふまえ、今回の業務交流（セッション）のみでなく、韓国国会図書館立法電子情報室の各部署の説明とその際に行われた質疑応答も含めた）全体を通して、双方が質疑を行い、意見交換を行った。調査業務の具体的手法、国会サービスの課題、他の立法補佐機関との差異化などのテーマが取り上げられ、海外資料官や司書も交え、活発な議論がなされた。

おわりに

両図書館の国会サービスには相違も多々あるが、問題意識や課題には共通点もあり、学ぶべき点、気付かされる点も多かった。

今回の業務交流が行われた時期は、年末であり（韓国側にとっては年度末でもある）、韓国国会の開会中でもあった。こうした多忙な時期にもかかわらず、温かい歓待を受け、充実した一週間を過ごすことができた。交流の実が挙がるよう、現場スタッフとの意見交換や懇談に多くの時間を割くなど、プログラムにも配慮が感じられ、こうした中で、ほとんどの研究官と、また、多くの司書系スタッフと懇談することができた。あと一往復、同様の業務交流が行われる予定であるが、今後も現場レベルでの密接な交流が継続されることを期待したい。

（調査及び立法考査局行政法務課主査 岡村^{わかむら}、
調査及び立法考査局外交防衛課主査 塚田^{つかた}、
美保子^{みほこ}、
洋^{ひょう}）



国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会(第三回)の 開催と答申の手交について



標記調査会が、平成一七年三月一六日(水)午後三時から五時一五分まで、当館(東京本館)で開催された。

竹内哲会長の開会あいさつ、第二回調査会議事録(案)の内容確認とホームページでの公開の了承に続き、佐藤宗子部会長から、作業部会での起草作業の報告と、答申本文案について説明があった。その後、この答申本文案の項目の組み立て、文言の修正等を巡って活発で実質的な審議が行われ、答申本文が決定された。これより、平成一六年九月二二日に開催された第一回調査会において黒澤隆雄国立国会図書館長から諮問された「国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとして今後拡充し発展させるべき図書館奉仕の方向性」に対する答申が示されたことになる。

同日、この答申は竹内会長から黒澤館長に手交された。

なお、答申の内容については、本誌六月号に詳細を報告する予定である。



黒澤館長(右)に「答申」を手交する竹内会長(左)

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会事務局

(国際子ども図書館企画協力課)



国際セミナー「デジタル時代のドキュメント・デリバリー・サービス ビジョンと戦略」

平成一六年二月一五日、関西館において、標記の国際セミナーを一六九名の参加者を得て開催した。電子ジャーナル等の電子情報資源の導入が進み、また、図書館を経由しない情報流通手段が出現しているという環境変化をふまえて、図書館等の公的機関が担ってきたドキュメント・デリバリー・サービス(DDS)の今後の在り方を議論することを目的として開催したものである。米、英、独の主要機関から専門家を招き、欧米の最新動向を紹介していただいた。司会は、逸村裕名古屋大学院助教教授にお願いした。以下に、講演と質疑応答の概要を紹介する。

■生原至剛関西館長(当時)の開会の辞■

情報流通の電子化が急速に進展し、その在り方が大きく変貌しつつある中、図書館等の公的機関が担ってきたDDSも変革期にある。欧米の主要機関が、どのようなビジョンや戦略をもって変革期に臨もうとしているのかについて、議論の場をもちたいというのが開催趣旨である。

まず、日本の現況を概観し、講演への橋渡しとしたい。国立国会図書館では、二〇〇二年の関西館開館を機に、関西館が図書館間貸出し(ILL)と遠隔申込みによる複写

サービスの窓口を担い、東京本館と連携しつつ、遠隔利用サービスの拡充を行った。雑誌記事索引データベース等と連動したインターネットによる複写申込みの受付を開始したことで、依頼件数が二倍以上に増加した。大学図書館では、二〇〇二年に、NACISIS・ILLとOCLC

ILLが接続され、日本と北米間で国際的なILL^①が開始されたほか、韓国とも暫定サービスが開始された。科学技術振興機構は、ドイツの科学技術情報サービス機関フィッツカールスルーエとの提携のもと、PDF形式^②による電子デリバリーを二〇〇一年に開始した。さらに二次情報



オンライン・サービスJOISの新システムでは、JST Web複写サービスとの連動や電子ジャーナルとのリンクが実現している。日本ではこの数年間で大きな進展があったが、電子情報環境に対応した一層の取組みが求められる。

■基調講演

「ドキュメント・デリバリー・サービスの将来」

メアリー・E・ジャクソン(Mary E. Jackson)氏
(米国研究図書館協会 蔵書・利用プログラム部長)

DDSは、新しい需要・技術・サービスモデルにより変化している。一〇の主要な傾向に焦点を当てて見解を述べる。

一 電子出版・電子ジャーナルの影響



電子ジャーナルの導入で利用可能なタイトル数が増加した。これにより図書館間相互貸借とドキュメント・デリバリー(ILL/DD)は減少するはずだが、米国研究図書館協会の調査では増加している。一方、ビッグ・デー^③で電子ジャーナルを拡大した後に依頼件数が減少した図書館の事例もあり、電子ジャーナルがILL/DDに及ぼす真の影響を測るのは時期尚早である。出版社のペーパー・ビュー・サービス^④の影響も複雑である。検索エンジン・サービスと出版社、書誌ユーティリティとの連携事業はコンテンツへのアクセス可能性を高めるだろう。

二 オープン・アクセスの影響

オープン・アクセス^⑤の影響は未だはつきりしないが、とても緩やかなものだろう。オープン・アクセス雑誌の数は増え、読者は関心のある論文をオープン・アクセス雑誌から見出すようになるだろう。これによりILL/DDの増加は緩和、あるいは減少もありうる。もしオープン・ア

クセス雑誌が劇的に増えないならば、影響は小さいだろう。

三 機関リポジトリの影響

機関リポジトリ^⑥の影響は緩やかに増大しているが、現状では、研究者が特定のコンテンツをリポジトリから見つける可能性は低く、リポジトリ内の資料をILL/DDで依頼し続けるのではないか。物理的に分かれたリポジトリ内のコンテンツを簡便かつ統合的に発見するための手段が求められており、OAIPMH^⑦が鍵となる。

四 出版社との関係

利用者に電子的なコピーを提供するためには出版社の許諾が必要である。サービスが営利目的であったり、また、著作権法に電子的な提供に関する規定がない国があるからである。著作権料率を出版社と直接に交渉している多くの文献提供機関は、他機関に比べて低い料金を提示している。これは図書館にとって有益な影響のひとつである。

五 著作権法とライセンス問題

商業出版社は国際的に協働して著作権の強力な保護を図ろうとしている。この一〇年間で、英国図書館文献提供センター^⑧等が、米国の図書館に対して著作権料無料のサービスをやめた。最近では、商業的な著作権者とその協会が、ドイツのスピトのDDSに対して異議を申し立てている。ライセンスが電子ジャーナルの保護手段となっており、ライセンスで禁じられた利用については、著作権法に依拠できない。もし、各図書館がライセンスにより学術資料を

受け入れ、しかも、著作権法の範囲内の利用がライセンスでは認められない場合、ILL/DDはかなり減少するかもしれない。しかし、幸いにも図書館はライセンス交渉でILL/DDの権利の取得に成功している。

六 学術ポータルの影響

学術ポータルの利用がILL/DDを減少させるかどうかを予測するのは時期尚早だが、学術ポータルが情報の発見を促すことによって、依頼件数の増加はかなり緩やかになるだろう。一方、利用者が学術ポータルからILL/DDを依頼できるようになると、手続きが容易になるため、依頼件数が増加する可能性もある。

七 国際的なILL/DDサービス

国際ILL/DDには、資料の所蔵や貸出方針の確認の手段、依頼の送受信の方法、現物の送付にかかる高額な費用、国際間の電子的送付手段の欠如、支払上の困難と現金をやり取りするのにかかる高額な費用等の課題がある。

国際的なILL/DDへのニーズは高まっており、米国大学協会/米国研究図書館協会/北米日本研究図書館資料調整協議会/日本学術雑誌アクセス・プロジェクトと国立大学図書館協会によるグローバルILLフレームワーク等の事業は、新しい国際的な連携協力を可能にした。

八 技術標準

ILL/DDに関連する技術標準には、ISO ILLプロトコル⁽⁸⁾やNISO貸出交換プロトコル⁽⁹⁾、Open

URL⁽¹⁰⁾等がある。ISO ILLプロトコルは多くのILL/DD管理ソフトウェアに導入されており、その影響は緩やかに増大している。NISO貸出交換プロトコルとOpenURLの影響はまだ潜在的なものである。

九 利用者直接申込みのサービス

米国のILL/DDの大半は、OCLC等の図書館経由のILL/DDシステムによって処理されているが、利用者直接申込みのILL/DDサービス(利用者が目録を検索し、資料を同定し、資料の依頼を図書館職員の助けや仲介なしに行うもの)へ向けた大きな動きがある。

一〇 ドキュメント・デリバリーの新しい役割

現在の資料と古い資料の双方を提供できる力が文献提供機関の鍵であり、多くの領域で役割を拡張するだろう。また、国際的なネットワークの構築が資料へのアクセス可能性を高める。資料収集が縮小する中でDDSは図書館の中核業務となっている。

これらの傾向の影響度を予測することは困難だが、DDSは今後二〇年間消えることはないと確信している。

■講演「デジタル時代のドキュメント・サプライ

ビジョンと戦略」■

マット・フレンガー (Mat Pflieger) 氏

(英国図書館セールス・マーケティング部長)

外部の市場環境は大きく変化している。インターネット



等により情報アクセスが容易になったことで利用者の期待水準は高まっており、情報への迅速なアクセスが求められている。EU著作権指令、オープン・アクセス運動、ビッグ・デイル、出版社のペイ・パー・ビュー・サービス、Google等のコンテンツ・アグリゲータ¹⁾の存在など、いずれも英国図書館(BL)に及ぼす影響は深く大きい。

これらの変化に対応するため、三年前からビジネス・リエンジニアリング²⁾に取り組んでいる。業務手順だけでなく、抜本的な組織の再構築、組織文化の変革を行った。その成果がDDSにも表れている。あらゆる資料が直接に利用者へ電子的に提供され、三千タイトルの雑誌は即座にダウンロードできる。八割以上の依頼が二四時間以内に処理される。二〇〇五年は、顧客のインターフェイスの強化に重点をおき、英国図書館ポータルを導入する。すべてのサービスに対して継ぎ目のないアクセスを提供し、顧客にとって真のワン・ストップ・ショップとなる。

DDSの改革は二段階で行われた。第一段階は運用面に焦点をあてた。二年間で一七〇万ポンドを投資し、新DDSシステム Relais とスキャナーを導入した。電子式複写機は廃止し、すべての依頼を、送付方法にかかわらずスキャンしている。これにより作業環境が改善され、作業効率が大

幅に向上した。第二段階として、二〇〇四年一月にセキュア・エレクトロニック・デリバリーを導入した。著作権を保護しつつ、顧客が特別なソフトウェアを用いることなく電子的に文献を受け取ることを可能としたもので、学協会出版者協会とエルゼビア社、アドビ社と共同開発した。これにより卓上のPCから二時間以内に一億点の論文にアクセス可能となった。蔵書へのアクセスを強化するため、二〇〇五年にはSTM(科学技術・医学)コレクションに新たなインターフェイスを導入する。

業務の改革、新しい送付システムとインターフェイスだけでは不十分で、将来の発展を導く一貫したビジョンと戦略が必要である。BLの目標は、コレクションへの迅速なアクセスを可能な限り広範な人々に提供し、「選ばれる図書館」になることである。わかりやすいインターフェイスで資料へのアクセス可能性を高め、業務の効率性を追求することが必要である。技術とコンテンツの両面で適切なパートナーを見極めなければならない。我々は五年後の姿を次のように描いている。電子的に作成された資料が図書館に所蔵され、即座にダウンロードできる。電子化されていない資料だけをスキャンする。処理時間は数時間となり、単一のインターフェイスで提供される。

研究コミュニティは拡大し、研究者の需要と期待は増大し続ける。ニーズを予測し、それにタイムリーかつ効果的に対応できる文献提供機関が成功するのである。

■講演 「ドイツの図書館サービスの最新動向

スピトとヴァスコ「オーダー」

ウーヴェ・ローゼマン (Uwe Rosemann) 氏

(ハノーバー大学図書館 / 情報技術図書館長)



スピトはインターネット・ベースのDDSであり、世界で五指に入る地位を確立している。安価で高品質なサービスを学术界に提供することが目的である。ドイツ、オーストリア、スイスの三三の図書館が参加館となり、利用者に対して直接に、または図書館に対して、複写と図書の貸出しを行っている。利用者への直接サービスでは、対象を「学生・大学教職員等」「企業等の営利目的の利用者」「個人」の三グループに分けている。ドイツ、オーストリア、スイスに送付先を持つ利用者のみを対象として、記事のコピーをPDF形式により電子的に、または郵送・FAXにより直接に送付する。すべてに著作権料が上乘せされる。図書館向けサービスは、図書館が利用者にとって依頼し、文献を受け取り、利用者に渡すというもので、どの国からでも利用できる。著作権料は課されない。一九九八年に約一〇万件であった依頼は、二〇〇三年には約一八万件にまで増加しており、依頼の半数は学生・大学教職員等への直接サービスである。スピトは連邦教育研究省と州の共同事業として始めたも

ので、一九九九年にスピト組合を設立、二〇〇二年にはスピト協会に改組している。連邦からの助成が終了する二〇〇六年以降は独立採算で進めなければならない。

スピトのサービスはドイツ連邦著作権法第五条に基づいて行われている。二〇〇五年には著作権法の改正が予定されており、PDF形式によるコピーの提供が論点のひとつになる。スピトはSTM出版社により訴訟を起こされている。裁判には数年を要するだろうが、法的基盤を変えずに勝訴できるだろうと考えている。一方で、同じSTM出版社と、海外の利用者に対する直接サービスの再開へ向け交渉を行っている。著作権をめぐる状況は複雑である。

次に、二〇〇三年に開始した学術ポータルであるヴァスコードを紹介する。この学術ポータルは、ドイツ連邦教育研究省とドイツ研究振興会の助成を受け、四〇以上の学術機関が協働して構築している。質の高い情報を一元的に提供することを目的としている。現時点ではすべての主題分野を網羅していないが、全文情報、リンク集、書誌データベースや特定主題の検索エンジン等へのアクセスを提供している。検索の結果、求める情報がインターネット情報であれば、リンクをたどって入手でき、電子ジャーナルの記事であれば電子ジャーナルのポータル・サイトから見ることができ、印刷体の資料はスピトに依頼することができ、このように情報の検索と入手が統合されている。

現段階では個々の主題ポータルの多くはコレクション

とに検索しなければならぬが、将来的には複合的なナビゲーションやブラウジングとともに学際的な検索を可能にすることを目標としている。知的検索エンジンの実装によってサービスはさらに改善されるだろう。

課題は、特別事業補助金の終了後もサービスを続けていくための適切な組織体制を見出すことである。

講演に引き続き行われた質疑応答では、DDSのビジネスモデルの持続可能性、電子デリバリーにおける提供後の電子ファイルの扱い、電子デリバリーの対象となるコレクション、学術情報政策におけるBLと大学図書館との役割分担、図書館員が介在しないILLの問題点、ILLのサービス対象、GoogleがILLに及ぼす影響と図書館の役割、機関リポジトリとILLの関係等、幅広い問題が提起され、各講師がそれぞれの立場・視点から意見を述べた。DDSをめぐる状況は流動的だが、今後とも情報流通の連鎖の一翼を担うという点では各氏とも意見が一致した。

翌日には、各講師と当館関係職員等による意見交換会を開催し、セミナーで取り上げられた論点をもとに議論を深めた。なお、これらは、関西館が実施した「電子情報環境下における科学技術情報の蓄積・流通の在り方に関する調査研究」の一環として開催したものである。セミナーの記録は、『図書館研究シリーズ』に掲載し、当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>)—図書館員のページ—図書館に関する

る調査・研究—調査・研究活動)でも公開する予定である。

- (1) 国立情報学研究所とOCLCがそれぞれ運営するILLシステムを相互にリンクさせた国際ILLプロジェクト「グローバルILLフレームワーク」と名付けられている。
- (2) レイアウトされた文書をネットワークで配信するための電子文書の形式。米アドビ社が開発。
- (3) 出版社の全タイトルを一括して利用できる電子ジャーナルのコンソーシアム契約。
- (4) 出版社等が電子ジャーナルを論文単位で販売するサービス。
- (5) 情報を、インターネット等により、誰もが自由に利用できるようにしようとする理念。
- (6) 研究機関の研究成果を記録し保存する電子コレクション。メタデータ収集のための通信規約。
- (7) ILL/DDアプリケーション間で依頼処理に関するデータ交換を行うための通信規約。
- (8) 貸出アプリケーションとILL/DDアプリケーションとの間でデータ交換を行うための通信規約。
- (9) 様々な情報源に対するメタデータや識別子をURLとして送信するための体系的な表現方法を定めたもの。
- (10) インターネット上の情報を収集し編集・編成して利用者へ配信するという情報サービスの提供者。
- (11) 既存の組織等を抜本的に見直し、プロセス最適化の観点から、職務、業務フロー、情報システム等を再設計する経営改革手法。
- (12) 関西館事業部図書館協力課

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さず国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

国際子ども図書館事業記録集 明治の

煉瓦建築「旧帝國図書館」の保存と再生

生 鴻池組編 国土交通省関東地方整備局宮繕部刊(〒330-9724さいたま市中央区新

都心二・一さいたま新都心合同庁舎一号館)

二〇〇一・三 (UL521-H5)

本書は、一九九八年から二〇〇二年まで行われた国際子ども図書館の改修工事の全記録集である。

当館の支部図書館であり、わが国初の国立の児童書専門図書館として設立された国際子ども図書館の建物は、一九〇六年(明治三九年)に創建された帝國図書館の建物を保存し再生したものである。創建時の建物は全体の

約三分の二を占め、残り三分の一は昭和四年に増築された。今回の工事では、明治期の建築部分の外壁の煉瓦や、内装部のシャンデリアは保存状態がよかったためほぼそのまま保存された。昭和期の建築部分も外壁を保存したが、内装は現在の使用目的にあわせて改修した。さらに、今回の工事では、現代の最新技術を駆使し、あらたに地下が免震層に変わり、またガラス構造の部分等の増築も行われた。保存部分、改修部分、増築部分を融合させたことにより、創建から約百年を経た建物全体が再生されたのである。四年余りの歲月の間、設計から施工にかかわった多くの方の想像もできないほどの知恵とすばらしい技術がなかったら、この事業は完成できなかったと痛感させられる。

この再生事業は、歴史をさかのぼり帝國図書館の建物の施工を振り返ることから始まった。その検証の結果、明治期の意匠建築の保存範囲が決定した。この検証に携わった坂本勝比古氏(建築史家、神戸芸術工科大学名誉教授)および保存範囲の決定を受け保存改修計画を策定した国土交通省関東地方整備局が執筆した「歴史的背景と保存再生の概要」の章は支部上野図書館(国際子ども図書館設立時に廃止)に残されていた文書や写真をも

とに記したものであるが、館外に散逸した資料や個人所有の資料も含めて体系的にまとめられ、これまでの歩みを振り返る貴重な資料になっている。建築に関しての歴史的考証の細かさに驚くと同時に、明治時代の人々の建物への熱い想いが伝わってくる章でもある。

「設計と施工」の章では、建築史的調査・構造調査・意匠調査等の各種調査の概要や手法および結果が記載されており、免震に関しては耐久試験の結果や施工の方法等が図や写真で詳細に記載されている。さらに「屋根と小屋組」や「漆喰装飾の内装とその保存」「内部建具・エディキュール」「ガラスの階段」等の各部の設計・施工について写真や設計図とともに詳細な解説が記載されており、保存の施工だけでなく増築部分の施工についても詳細に書かれている。現代の職人による施工や最新の技術を駆使した施工等、建築の専門家でなくともその様子が手に取るようにわかる。

百年近く上野の杜に存在するこの建物が今回の再生事業の結果、明治・昭和・平成の三つの時代を貫き、ひとつの建築物として完成した。設計にあたった方々が、三時代の建物をいかに融合させ、またその個性をいかに発揮させるか、それをどのように実現させたの

かということ想像するに、その作業がいかに困難なことだったかをあらためて感じる。また、明治期の職人が施工し現代にまで残された数多くの技術と、この技術を解析し保存しながらどのように施工していかなければいけないのかといった検討を重ねながら、ひとつひとつの困難を解決していったことに、あらためて気がかされた。多くの最先端の技術と、昔ながらの施工ができる職人の技という一見反するかに見える両者があってこそ、見事な再生工事の完了をむかえられたのだろう。国際子ども図書館には図書館としての利用だけではなく建物を見に来館する人も多い。個人の楽しみの範囲もあれば専門家の立場の場合もあるが、一様にこの保存建築に驚き、感動を感想として残していく。

一夜に数センチの雪が降り積もった翌朝、三階のラウンジは天井一面真っ白な雪の天井になり、正面のガラスからテラスを望むと、大パノラマ画面の一面雪景色で、そこは異世界のようである。

四季折々の光や緑によって変幻自在にその姿を変える建物に一度足を運んでみてはいかだらうか。明治期の建築物の空間で、先人たちに思いを馳せるのもいいかもしれない。

(大塚 晶乙)
おおつか あきと

お知らせ

「琉球列島米国民政府（USCAR）資料」の

一部（広報局分）公開について

憲政資料室では3月25日に「琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands: 略称USCAR）資料」のうち、広報局（Public Affairs Department）分を公開しました。

USCARは、昭和25年12月に設立され昭和47年5月の施政権返還まで存続した米国民政府の沖縄統治のための出先機関で、米国立公文書館がその行政文書を所蔵しています（レコードグループ260）。当館では、平成9年度から沖縄県公文書館との共同事業として、同資料をマイクロ化し収集しました。

今回公開する広報局は、民政府の政策に対する理解と受容を促進するため、広報活動について高等弁務官や民政官に対し助言を行うこと、琉球の情報メディアなどに指導助言を与えることなどをおもな任務としていました。この資料群には、次のような資料が含まれています。

- ・民政府および米軍の政策説明に関する資料
- ・RBC（Ryukyu Broadcasting Corporation）など地元通信事業者関係資料
- ・English Language Centerなどの文化事業関連の資料

資料はマイクロフィッシュ（6,169枚）での利用となります。

平成一六年度視覚障害者サービス実施機関との懇談会

平成一七年二月一八日、関西館において標記懇談会が、視覚障害者サービスを実施している公共図書館（三館三名）、視覚障害者情報提供施設（五機関六名）、その他関連団体（二機関一名）を招請して開催された。この懇談会は当館と各団体との連携・協力を図るとともに、参加館相互の交流を深め、相互理解の推進に資することを目的として平成一一年度から開催している。

懇談会は、西禾路関西館事業部長による開会あいさつにつづき、児玉同部図書館協力課長から「平成一七年度からの国立国会図書館における視覚障害者図書館サービスについて」と題し、平成一六年度の視覚障害者図書館サービス概要と、学術文献録音図書の新規製作を関西館に一本化する等、平成一七年度からのサービス内容を報告した。

続いて埼玉県立浦和図書館の佐藤聖一氏から「埼玉県立図書館の障害者サービスについて」と題し、埼玉県内の図書館が実施する障害者サービスに対する県立図書館の支援業務等について報告があった。

最後に、日本点字図書館の吹越寿一氏から「録音図書館ネットワーク配信サービスについて」と題し、日本点字図書館と日本ライトハウス盲人情報文化センターが共同で開始した「びぶりおネット」の概要と課題の報告があった。「び

ぶりおネット」とは、視覚障害者がDAISY*録音図書をインターネット経由で音声ブラウザと専用アプリケーションを使って聞くことができるサービスである。

報告に続く懇談では、当館に対し、著作権調査の実状についての質問、NDL・OPACのアクセスIBILITYへの配慮および学術文献録音図書に関する要望などが寄せられた。特に、学術文献録音図書は製作期間の短縮を強く求められた。各機関では、自館で製作が困難な資料の録音図書製作を当館に依頼しており、当館の学術文献録音図書への期待が述べられた。また、録音図書の製作について、読みの調査と図表の読み方の重要性の指摘があった。その他、当館、点字図書館、公共図書館等の枠組みを超えた連携が必要との意見が出された。

懇談会は、児玉課長の閉会あいさつで終了した。

（関西館事業部図書館協力課）

* Digital Accessible Information System 視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにデジタル録音図書の国際標準規格として、DAISYコンソーシアムにより開発と維持が行われている情報システム。DAISYは専用機器または専用のソフトをインストールしたパソコンで利用可能である。現在、当館の学術文献録音図書はDAISY仕様で製作している。

「第一二回総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告

平成一七年二月三日、国立国会図書館関西館大会議室において、標記フォーラムを開催した。参加館四七館五一名のほか、関係機関等の参加者とあわせて七三名の参加があった。

フォーラムでは、まず、児玉図書館協力課長から、平成一六年度は四月にシステムリニューアルを実施し、一二月六日に検索機能のインターネット一般公開を行ったことを報告した。また、同年度の新規参加館は、市区町村立図書館七九館（うち分館は三四館）、政令指定都市立図書館では分館が八館、計八七館であり、平成一七年二月現在の参加館が九二六館となったことなど、事業の現況を説明した。次に、梶田図書館協力課総合目録係長から、インターネット一般公開に至る経緯と、公開後の状況を報告した。

続いて、大阪市立大学大学院の北克一教授から、総合目録の今後を展望するにあたって留意すべき最近の技術・標準化の動向と各種総合目録モデル、当総合目録の現状と課題について講演があった。その中では、利用者を取り巻く情報環境の変化を視野に入れて見直しを持って運営を行う重要性が指摘された。

参加館からは、鳥取県立図書館資料課整理係長福市信氏

から、県民の仕事やくらしに役立つ図書館を目指して、図書館だけでなく行政、博物館等の各種機関と幅広く連携した同図書館の取組みについて報告があった。

意見交換では、鳥取県立図書館の取組みの詳細について質問があったほか、北教授から、県域・地域における Web・OPAC 横断検索の運用に係る留意点、当総合目録を円滑に運用するための助言等をいただいた。また、総合目録一般公開後の状況については、おおむね大きな変化は見られないという参加館が多かったが、他地域からの問い合わせ件数が増加したという館もあった。

平成一七年度は、インターネット公開による影響を把握し、今後の事業の方向性について検討を進める予定である。また、四月から当館ホームページを通じて平成一七年度の新規参加館募集を行っている。新規参加館のシステム利用開始は一〇月の予定である。（関西館事業部図書館協力課）



国立国会図書館の平成一七年度予算について

国の平成一七年度予算は、平成一七年三月二三日に成立した。国立国会図書館の平成一七年度歳出予算額は二三九億四、一六七万五、〇〇〇円である。前年度の当初予算額と比較すると、退職者数の減に伴う退職手当の減額等により、約一億三、〇〇〇万円の減額となった。

平成一七年度予算の主要項目は次のとおりである。

一 デジタル・アーカイブの構築

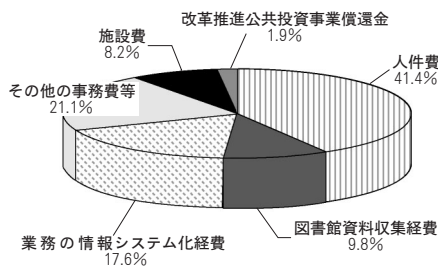
- (1) デジタル・アーカイブシステムの構築
ネットワーク上の情報資源の散逸を防ぎ、収集・保存に努めるとともに、電子化された資料への広範なアクセスを確保するため、電子情報を収集、保存、提供するデジタル・アーカイブシステムを構築する。平成一七年度においては、システムの調査・設計等に必要な経費として、約九億八、〇〇〇万円が計上された。
- (2) 電子情報の長期保存対策に必要な経費
電子情報の長期保存に関する委託調査に必要な経費約二、〇〇〇万円が計上された。
- (3) 電子図書館コンテンツの構築
平成一二年度から段階的にコンテンツの整備を行っており、平成一七年度においても明治期刊行図書の電子化等に

必要な経費として約八、〇〇〇万円が計上された。

二 電子図書館の基盤整備

- (1) 電子図書館基盤システムの構築
東京本館、関西館および国際子ども図書館の三施設が一体となって機能し、有機的に連携した図書館サービスを提供するため、電子図書館基盤システムの運用およびリリースに必要な経費として、約二三億三、〇〇〇万円が計上された。
- (2) 帝国議会会議録データベースの構築
帝国議会会議録データベースのデータ入力に必要な経費として、約四、〇〇〇万円が計上された。
- (3) 電子ジャーナルの提供
科学技術情報の充実を図るために、東京本館および関西館において電子ジャーナルを提供するための経費約二億四、〇〇〇万円が計上された。

予算の費目別構成比（平成17年度）



平成17年度歳出予算額

(単位：千円)

(項) 国立国会図書館	21,525,714
人件費	9,903,810
経常事務費	394,086
図書館運営事務費	903,611
業務の情報システム化経費	4,212,759
図書館資料の購入費	857,272
立法調査業務経費	333,515
基本的書誌の機械編さんによる印刷刊行費	13,598
米国の日本占領関係資料等の収集費	118,563
資料保存対策費	91,312
特別事務処理費	207,726
視覚障害者に対する図書館サービス経費	29,576
海外移民関係資料の収集費	10,747
国際子ども図書館運営経費	618,107
新館維持管理経費	602,704
関西館運営経費	2,173,119
国会会議録フルテキスト・データベースシステム管理運用経費	85,204
科学技術関係資料の収集整備に必要な経費	970,005
(項) 国立国会図書館施設費	1,962,717
関西館用地取得費	418,500
新館改修工事費	717,934
防災監視設備改修工事費	624,450
本館外壁補修工事費	59,063
厨房排水油脂分除外施設設置工事費	29,505
上野職員宿舍取壊し及び敷地整備工事費	20,578
東京本館庁舎整備費	92,687
(項) 改革推進公共投資事業償還金	453,244
計	23,941,675

四 施設整備

日本占領期に連合国最高司令官総司令部（GHQ）が検閲のために集め、現在は米国のメリーランド大学が所蔵するわが国刊行資料（プランゲ文庫）のうち、図書について複製により収集するための経費として、約六、〇〇〇万円が計上された。

三 プランゲ文庫の収集

- (1) 新館改修工事
東京本館の新館について、平成一六年度から実施している書籍搬送設備改修に加え、衛生・エレベータ設備、新館・本館連絡通路改修等に必要経費として、約七億一、〇〇〇万円が計上された。このうち、衛生・エレベータ設備改修および新館連絡通路改修については、平成一七年度から二か年の国庫債務負担行為（総額約五億一、〇〇〇万円）が認められた。

- (2) その他のおもな改修工事等

東京本館の防災監視設備改修工事（約六億二、〇〇〇万円）、本館外壁補修工事（約六、〇〇〇万円）、厨房排水油脂分除外施設設置工事（約三、〇〇〇万円）のほか、上野職員宿舍取壊し及び敷地整備工事（約二、〇〇〇万円）等に必要な経費が計上された。このうち、本館外壁補修工事および厨房排水油脂分除外施設設置工事については、平成一七年度から二か年の国庫債務負担行為（総額約二億三、〇〇〇万円）が認められた。

- (3) 関西館第二期建設用地取得

平成一四年度から行っている関西館第二期建設用地の取得については、約四億二、〇〇〇万円が計上された。

(総務部会計課)

平成一六年度アジア情報研修の開催

アジア情報関連業務を担当する公共・大学・専門図書館員を対象として、標記研修を平成一七年一月二七日および二八日に開催した(於 関西館・参加者数二三名)。この研修は、当館が行うアジア情報関連の図書館協力業務の進展を図るとともに、国内図書館員のアジア情報に関する知識の習得とスキル向上を目的とし、平成一四年度から開催している。

今年度は、「アジア研究の動向と情報ニーズ 図書館の対応と情報資源の共有」をテーマとした。一日目は、地域研究者の立場からみたアジア研究の現状、図書館における研究ニーズの把握の試みについて紹介があった後、全米アジア学会東亜図書館協会のウェイ中国語資料部長より、「アメリカのアジア研究と図書館」と題し、北米のコレクション、同協会の活動等が紹介された。二日目は、大学研究所、公共図書館におけるアジア情報ニーズへの対応について、また当館からアジア情報関係機関ダイレクターおよび米国議会図書館の共同収集プログラムについての紹介がなされた。最後の懇談会では、参加各機関より、研修の所感や来年度以降の要望等が寄せられた。

平成一六年度レファレンス研修を開催

平成一七年二月一七日および一八日に、国立国会図書館研修室(東京本館)を会場に、標記研修を実施した。当日は、都道府県立図書館員一四名、市区町村立図書館員七名の計二二名の参加があった。

研修では、レファレンスを巡る今日の課題について主題情報部参考企画課職員が講義し、人文科学分野と法令資料に関するレファレンス・ツール紹介をそれぞれ同部人文課、調査及び立法考査局議会官庁資料課職員が行った。また、斎藤泰則玉川大学教育学部助教を講師に、レファレンス・インタビュアーやレファレンス・プロセスに関する理論、レファレンス情報源の評価についての講義を実施した。

最後にワークショップを行い、事前に課した課題を題材として、レファレンス・プロセスの分析とそれに基づくレファレンスサービスの改善について検討・発表を行った。

この研修は、今回で二回目だが、いずれも評価が高く、受講希望者も多いため、今後引き続き、実施していきたい。

平成一六年度科学技術資料研修を開催

平成一七年三月三日および四日に、国立国会図書館関西館第一研修室を会場に、標記研修を実施した。当日は、公共図書館員一名、大学図書館員一五名、専門図書館員一名の計二七名の参加があった。

一日目は、主題情報部科学技術・経済課職員および関西館資料部文献提供課職員が「科学技術資料概論」として、当館における同資料の収集・利用の概要説明、代表的な科学技術関係資料の説明と特徴の紹介を行い、また、同資料検索のためのツールを紹介した。

二日目は、神奈川県立川崎図書館図書資料部大塚敏高図書資料課課長補佐を講師に、「図書館における科学技術情報サービスの新たな試み」と題して、同図書館の活動についての報告を行った。最後に、各資料の特徴とレファレンス・ツールについての理解を深めるため、科学技術資料の検索演習を実施した。

この研修は、今回が初めての実施だったが、各図書館における図書館サービスの充実・拡大というニーズに対応しているため、受講者から高い評価を得ることができた。今後も継続して実施していきたい。

みなさん「ISSN」ってご存知ですか？

例えば、この『国立国会図書館月報』の表紙の右上に「ISSN 0027-9153」とありますが、このように雑誌・新聞・年鑑・紀要などの逐次刊行物に表示されている8桁の番号です。

ISSN (International Standard Serial Number) は、日本語では、「国際標準逐次刊行物番号」といいます。では、何のための番号なのでしょう。

この番号は、逐次刊行物の一タイトルごとに与えられます。

逐次刊行物は、刊行中に発行者や刊行頻度等が変わることが稀ではなく、時にはタイトルそのものに変化があります。また、

世界中では、紙以外にもCD-ROMやオンライン出版物も含めて、膨大な量の逐次刊行物が刊行されています。同一タイトルの逐次刊行物が複数存在したり、全く同じ内容でも、違う媒体で刊行されるものもあります。

こんな問題を解決するのが、ISSNです。もし発行者が違ってても、ISSNが同じであれば、継続したひとつの逐次刊行物だとわかります。便利でしょう？



このISSNを管理する国際組織をISSNネットワークといい、日本で出版された逐次刊行物のISSNの付与・登録作業を行っているのが、当館におかれているISSN日本センターです。このように表現すると大きな組織を想像しますが、実際は、事務室の片隅でこぢんまりと活動しています。

ところでみなさん、「ISSN」をどのように読んでいますか？ 館内では、通称「イッスン」という呼び名で親しまれています。規模の活動内容とは反対に、こぢんまりとした呼び方ですね。

一般の方からは、図書を識別するための「ISBN (International Standard Book Number・国際標準図書番号)」と間違えられることがあります。ISSNは、ちょっとマイナーですが、これを機会にみなさん覚えてください。

ISSNに興味を持たれた方は、当館のホームページ (ISSN日本センター・<http://www.ndl.go.jp/aboutus/issn.html>) をご覧ください。

(書誌部逐次刊行物課 一寸法師)

常設展示のお知らせ

第二三七回 「竹取」物語

平成一七年五月一九日(木) から
七月一九日(火) まで

於 本館二階第一閲覧室前(東京本館)

『竹取物語』は九世紀末～一〇世紀始め頃に成立した、日本現存最古の物語文学とされています。古くは紫式部が『源氏物語』の中で「物語の出で来はじめの親」とその存在に言及しています。

成立から千年以上の長きにわたり、『竹取物語』は人々の心を捉えてきました。原典や作者、登場人物のモデルを求め、あるいは物語世界を読み解くために、数多くの評論や注釈が加えられています。物語は絵巻や絵本、現代語訳、外国語訳へと形を変えつつ受容され続け、「竹取」のモチーフは文学の枠を超えて、映画や演劇等と表現の世界を広げてきました。現代では、最も広く親しまれている古典文学の一つといえるのではないでしょうか。

今回の展示では、様々な「竹取」に関する資料をご紹介します。二一世紀になっても色あせないその魅力と、広がりを見せる新たな一面をご覧ください。

月例報告

法規の制定

解説

内規第一号は、基本統計の種類、様式等を一新すること、基本統計に係る事務の分担を明記することその他所要の規定の整備を行ったものである。

館長決定第二号は、東京の庁舎に勤務する職員について時差通勤を実施するものとし、その勤務時間の割振りを定めるとともに、関西館に勤務する職員の勤務時間の割振りを改める等したものである。

規則第一号及び内規第二号は、総務部企画・協力課と支部図書館課の再編、学術文献録音テープ等の作成に係る事務分担の見直し、新管理職「統括主査」の設置等に伴い、規則第一号は課レベルの事務について、内規第二号は係レベルの事務について所要の規定を整備したものである。

内規第三号並びに館長決定第三号及び第四号は、規則第一号及び内規第二号の制定に伴う関係規定の整備その他所要の規定の

整備を行ったものである。

内規第四号は、国家公務員倫理規程の改正にない、国費を用いて作成された書籍等の監修・編さん料の受領を禁止することその他所要の規定の整備を行ったものである。

以上の法規は、平成十七年四月一日から施行された。

(館長決定第一号)

国立国会図書館に事務主任を置くの件を廃止する件

(平成十七年三月十八日制定)

国立国会図書館に事務主任を置くの件(昭和三十七年館長決定第十七号)は、廃止する。

附則

本件は、平成十七年四月一日から施行する。(内規第一号)

国立国会図書館統計内規の一部を改正する内規

(平成十七年三月二十五日制定)

国立国会図書館統計内規(昭和六十二年国立国会図書館内規第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第三条中「基づく統計については」を「おいて「統計年度」とは」に、「年度(以下「統計年度」という。)とする」を「いう」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

(基本統計)

第四条 基本統計の名称及び統計報告の様式並びに統計調査を実施する部局(国会分館、関西館、国際子ども図書館及び支部東洋文庫を含む。以下「実施部局」という。)は、別表のとおりとする。

2 基本統計の集計期間は、統計年度と同一とする。

(特別統計)

第五条 特別統計の名称、集計期間及び統計報告の様式並びに実施部局は、総務部長が定める。

第六条から第八条までを削る。

第九条第一項及び第二項を次のように改め、同条を第六条とする。

毎統計年度の基本統計の統計調査の結果

は、総務部企画課において集約するものとする。

2 前項の規定により集約した結果に基づく基本統計の統計報告は、翌統計年度の五月三十一日（別表第十二号の統計にあつては、七月三十一日）までに、総務部総務課において作成し、館長に提出するものとする。第十條を削る。

第十條中「特別統計の」の下に「統計調査の結果の集約並びに」を加え、「統計調査総括部局の長」を「総務部長」に改め、同條を第七條とする。

第十二條の見出しを「（基本統計報告の掲載）」に改め、同條中「館長は、提出された」を削り、「を編集し、これを」を「は、総務部総務課において編集の上、」に改め、「。以下「法」という。」を削り、同條を第八條とし、第十三條を第九條とする。

第十四條を削る。

附則の次に次の別表を加える。

（略）

様式第一から様式第十四までを次のように改める。

（略）

様式第十五から様式第二十七までを削る。

附則

1 この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の国立国会図書館統計内規の規定は、平成十七年四月一日以後に実施される統計調査について適用し、同日前に実施された統計調査については、なお従前の例による。

（館長決定第二号）

国立国会図書館職員の勤務時間、休暇等に関する件の一部を改正する件

（平成十七年三月二十五日制定）

国立国会図書館職員の勤務時間、休暇等に関する件（平成十六年館長決定第三号）の一部を次のように改正する。

第二項中「勤務時間規程」を「（非常勤職員を除く。以下同じ。）（勤務時間規程）」に改め、同項各号を次のように改める。

一 中央の図書館（関西館を除く。）又は国際子ども図書館に勤務する職員については、時差通勤を実施するものとし、その勤務日（勤務時間規程第六條に規定する勤務日をいう。以下同じ。）における

勤務時間は、午前九時から午後五時三十分まで（その間に置かれる休憩時間三十分を除く。）とするほか、別に指定する職員については、午前八時三十分から午後五時まで又は午前九時三十分から午後六時まで（それぞれその間に置かれる休憩時間三十分を除く。）とする。

二 関西館に勤務する職員の勤務日における勤務時間は、午前九時から午後五時三十分まで（その間に置かれる休憩時間三十分を除く。）とする。ただし、別に指定する職員については、午前九時三十分から午後六時まで（その間に置かれる休憩時間三十分を除く。）とする。

三 支部東洋文庫に勤務する職員については、時差通勤を実施するものとし、その勤務日における勤務時間は、午前八時三十分から午後五時まで（その間に置かれる休憩時間三十分を除く。）とするほか、別に指定する職員については、午前九時から午後五時三十分まで（その間に置かれる休憩時間三十分を除く。）とする。

第三項第一号ただし書中「勤務時間規程第六條に規定する勤務日をいう。以下同

じ。〕を削り、同項第二号を次のように改める。

二 勤務日における勤務時間については、前項の規定を準用する。

第八項を削り、第九項を第八項とする。

附則

本件は、平成十七年四月一日から施行する。
(規則第一号)

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(平成十七年三月二十九日制定)

国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八条」を「第七十九条」に改める。

第一条第二号を次のように改める。

二 企画課

第一条第七号を次のように改める。

七 支部図書館・協力課

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の見出しを「(企画課)」に改め、同

条第一項中「企画・協力課」を「企画課」に改め、第七号から第九号までを削り、同条第二項中「企画・協力課」を「企画課」に改め、同条第四項及び第五項中「電子情報企画室長」を「室長」に改める。

第八号の見出しを「(支部図書館・協力課)」に改め、同条中「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 行政司法各部門の支部図書館の設立並びに運営の方法及び制度に関すること。

第八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 法第二十一条第一項第二号に規定する地方議会及び図書館人等への援助に関すること。

第八条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 図書館奉仕に関する図書館、図書館関係団体及び国際機関との連絡及び協力に関すること(他の部局等、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)

七 外国との通信文書その他の公文書の翻訳に関すること。

第二十七条第二号中「管理」の下に「並びに利用に係る研修」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 局刊行物等その他の局が作成する情報並びに前条第六号に規定する資料及び情報の電子的方法又は磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法(以下「電磁的方法」という。)による複製及びその成果のインターネット等を通じた提供に関すること。

四 国会及び帝国議会の会議録に係るデータベースの作成及び提供並びに維持及び管理に関すること。

第二十七条第五号を削る。
第二十九条第四項及び第五項中「憲法室長」を「室長」に改める。

第五十条第七号中「関すること」の下に「館長が定めるものに限る。」を加える。

第七十八条第二項中「及び国際子ども図書館」を「並びに国際子ども図書館」に改め、同条第三項中「企画・協力課」を「企画課」に、「支部図書館課」を「支部図書館・協力

課」に改め、同条を第七十九条とする。

第七十七条を第七十八条とし、第七十六条を第七十七条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(統括主査)

第七十六条 課に、統括主査を置くことができる。

2 統括主査は、命を受けて、課の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事務をつかさどる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(支部図書館制度審議会規則の一部改正)

2 支部図書館制度審議会規則(昭和三十七年国立国会図書館規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七十七条中「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に改める。

(内規第二号)

国立国会図書館事務分掌内規の一部を改正する内規

(平成十七年三月二十九日制定)

国立国会図書館事務分掌内規(平成十四年国立国会図書館内規第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「企画・協力課」を「企画課」に、「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に、「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第五号第二号中「及び企画・協力課」を削る。

第七号第二号及び第四号中「企画・協力課」を「支部図書館・協力課」に改める。

第八号第一号中「企画・協力課」を「支部図書館・協力課」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 基本統計報告の作成に関すること。
「第二目 企画・協力課」を「第二目 企画課」に改める。

第九号(見出しを含む)中「企画・協力課」を「企画課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 評価係
第十号第二号を削り、同条第三号中「企画・協力課」を「企画課」に、「協力係」を「評価係」に改め、同条第二号とする。

第十一条を次のように改める。

(評価係)

第十一条 評価係は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 館の所掌事務の実施に係る評価の総括に関すること。

二 館の所掌事務に係る統計に関する事務の調整に関すること。

第十六条第三号中「及び弔慰金」を削る。

「第七目 支部図書館課」を「第七目 支部図書館・協力課」に改める。

第四十二条の見出し中「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に改め、同条中「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に、「二係」を「三係」に改め、同条に次の一号を加える。

三 協力係
第四十三条第七号中「支部図書館課」を

「支部図書館・協力課」に、「及び」を「並びに」に改め、「サービズ係」の下に「及び協力係」を加える。

第一章第一節第一款中第四十四条の次に次の一条を加える。

(協力係)

第四十四条の二 協力係は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 図書館及び図書館関係団体並びに国際機関との協力に関する事務の企画及び調整に関すること。

二 前号に規定する機関との連絡に関すること（他の部局等、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

三 外国との通信文書その他の公文書の翻訳に関すること。

四 国内の図書館等及び地方議会図書室に配布する刊行物等の配布の基準に関すること。

五 図書館協力用資料の提供に係る審査に関すること。

六 外国人の接遇に関すること。

七 外国語による館の広報誌及び広報情報編集及び提供に関すること。

第五十四条第一号中「第五十九条第一号」を「第五十七条第三号」に改める。

第五十六条中「三係」を「二係」に改め、第三号を削る。

第五十七条第一号中「（情報サービス係の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第

二号中「管理」の下に「並びに利用に係る研修」を加え、同条第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び情報サービス係」を削り、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 局刊行物等その他の局が作成する情報及び調査資料情報の電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）による複製及びその成果のインターネット等を通じた提供に関すること（国会会議録係の所掌に属するものを除く。）。

四 インターネット等を通じて局が行う情報の提供方法に関すること。

五 前号の情報のうち局の利用案内に係るコンテンツの企画及び作成並びにその内容の維持及び管理に関すること。

第五十八条第一号を次のように改める。

一 国会及び帝国議会の会議録に係るデータベースの作成及び提供並びに維持及び管理に関すること。

第五十八条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第四十四条第三号中「及び国際子ども図書館」を「、国際子ども図書館及びサービス運営係」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 一般公衆及び図書館関係者による参観及び見学に関すること。

五 参観及び見学に関する事務（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）の調整に関すること。

第二百五条第七号中「本庁舎内」を「東京本館」に改め、「調整」の下に「及び利用者」を加え、同条第八号中「関西館の所掌に属するものを除く」を「館長が定めるものに限る」に改め、同条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

第六十六条第一号中「本庁舎内」を「東京本館」に改める。

第一百七十二条第三号中「の申込みの受付」を削り、「関すること」の下に「（資料提供

部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

(内規第三号)

国立国会図書館文書取扱内規等の一部を改正する内規

(平成十七年三月二十九日制定)

(国立国会図書館文書取扱内規の一部改正)

第一条 国立国会図書館文書取扱内規(昭和五十九年国立国会図書館内規第十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第六号中「企画・協力課」を「企画課」に改める。

第三十六条第一項の表総務部企画・協力課の項を次のように改める。

(略)

第三十六条第一項の表総務部支部図書館課の項を次のように改める。

(略)

様式第一を次のように改める。

(略)

第二条 国立国会図書館文書決裁内規の一部改正

(国立国会図書館文書決裁内規(平成二年国立国会図書館内規第五号)の一部を次のように改正する。

別表(3 総務部企画・協力課)の表中「(3 総務部企画・協力課)」を「(3 総務部企画課)」に改め、番号6の項及び番号7の項を削る。

別表(4 総務部人事課)の表番号2の項中「~~総務部企画課~~」の次に「~~総務部~~」を加え、「~~総務部企画課~~」を削り、「~~総務部~~」の次に「~~総務部~~」を加え、同表番号7の項中「及び~~総務部~~」を「~~総務部~~及び~~総務部~~」に改め、同表番号51の項中「及び~~総務部~~」を削る。

別表(8 総務部支部図書館課)の表中「(8 総務部支部図書館課)」を「(8 総務部支部図書館・協力課)」に改め、同表に次のように加える。

(略)

別表(15 関西館)の表番号4の項中「~~総務部~~」の次に「~~総務部~~」を加え、同表中番号81の項を番号83の項とし、番号76の項から番号80の項までを二項ずつ繰り下げ、番号75の項の次に次のように加える。

(略)

(国立国会図書館公印取扱内規の一部改正)

第三条 国立国会図書館公印取扱内規(平成二年国立国会図書館内規第六号)の一部を次のように改正する。

別表総務部企画・協力課電子情報企画室長の項を次のように改める。

(略)

(国立国会図書館職員被服貸与内規の一部改正)

第四条 国立国会図書館職員被服貸与内規(平成四年国立国会図書館内規第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削る。

別表を次のように改める。

(略)

(国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の一部改正)

第五条 国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規(昭和三十八年国立国会図書館内規第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「及び主任参事」を「主任参事、室長又は統括主査」に改

める。

附則

この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

(内規第四号)

国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規の一部を改正する内規

(平成十七年三月二十九日制定)

国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規(平成十二年国立国会図書館内規第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

第三条第二項第六号中「受け、又は利害関係者と共に飲食をする」を「受ける」に改め、同項第七号中「受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をする」を「受ける」に改め、同項第八号を削り、同条第三項中「職員」の下に「(同項第九号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)」を加える。

第四条第一項中「同項各号」の下に「(第八号を除く。)」を加え、同条第三項中「職員が」を「第一項の「職員としての身分」には、職員が」に改め、「第一項の規定の適用については、同項中「国会職員としての身分」とあるのは、「国会職員又は」及び「(国会職員法第二十八条第二項に規定する国会職員以外の国家公務員等をいう。)」を削り、「とする」を「を含むものとする」に改め、同条第四項を削る。

第五条第一項中「通常一般の社交の」を「社会通念上相当と認められる」に改める。

第十一条第一項中「による贈与等報告書」の下に「(規程第五条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第九条を削る。

第八条第一項中「利害関係者から支払を受けた講演等の」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十一条とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から

支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)又は国が直接支出する費用をもって作成される書籍等

二 作成数の過半数を国立国会図書館が買入れる書籍等
(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 職員は、他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、国立国会図書館職員倫理審査会若しくは館長又は上司に対して、自己若しくは他の職員が規程若しくは規程第四条の規定に基づく館長の定め（以下「規程等」という。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 規程第二条第三項に規定する指定職以上の職員及び国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）第七条の二第二項に規定する特定管理職員は、その管理し、又は監督する職員が規程等に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第八条 職員は、自己の飲食に要する費用に

ついて利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ館長が定める事項を館長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

別記第一様式から別記第三様式までを削る。

附則

(施行期日)

1 この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規第十一条第一項の規定は、この内規の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けた報酬について適用し、施行日前に支払を受けた報酬については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、改正後の国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

(国立国会図書館文書決裁内規の一部改正)
4 国立国会図書館文書決裁内規（平成二年国立国会図書館内規第五号）の一部を次のように改正する。

別表（4 総務部人事課）の表番号38の項及び番号39の項を削り、番号40の項を番号38の項とし、番号41の項から番号66の項までを二項ずつ繰り上げる。

(館長決定第3号)

国立国会図書館の英語組織名に関する

件の一部を改正する件

(平成17年3月29日制定)

国立国会図書館の英語組織名に関する件

(平成14年館長決定第1号)の一部を次のように改正する。

第2項の表企画・協力課の項を次のように改める。

企画課	Planning Division
-----	-------------------

第2項の表支部図書館課の項を次のように改める。

支部図書館・協力課	Branch Libraries and Cooperation Division
-----------	---

第3項の表国立国会図書館支部日本学術会議図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部内閣府図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部日本学術会議図書館	Library of Science Council of Japan, Branch of the NDJL
--------------------	---

第三項の表国立国会図書館支部総務省図書館の項及び国立国会図書館支部総務省統計図書館の項を次のように改める。

国立国会図書館支部総務省図書館	Ministry of Internal Affairs and Communications Library, Branch of the NDJL
国立国会図書館支部総務省統計図書館	Statistical Library of Ministry of Internal Affairs and Communications, Branch of the NDJL

附 則

本件は、平成17年4月1日から施行する。

(館長決定第四号)

ホームページ編集協力員に関する件等の一部を改正する件

(平成十七年三月二十九日制定)

(ホームページ編集協力員に関する件の一部改正)

1 ホームページ編集協力員に関する件(平成十四年館長決定第六号)の一部を次のように改正する。

第一項及び第二項中「企画・協力課」を「企画課」に改める。

(翻訳協力員に関する件の一部改正)

2 翻訳協力員に関する件(平成十四年館長決定第七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「企画・協力課」を「支部図書館・協力課」に改める。

第二項中「企画・協力課長」を「支部図書館・協力課長」に改める。

3 国立国会図書館物品管理事務取扱細則の一部改正)

(国立国会図書館物品管理事務取扱細則(平成元年館長決定第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一②③の表を次のように改める。

(略)

別表第三総務部の項中「企画・協力課」を「企画課」に、「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に改める。

(国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の運用についての一部改正)

4 国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の運用について(昭和三十八年館長決定第十四号)の一部を次のように改正する。

「企画課」に改める。

第九項中「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に改める。

5 給料の特別調整額に関する件に規定する国立国会図書館長が認める職及び国立国会図書館長が定める職に関する件の一部改正

6 給料の特別調整額に関する件に規定する国立国会図書館長が認める職及び国立国会図書館長が定める職に関する件（平成三年館長決定第五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「については、次の各号に掲げる職」を「は、室長」に改め、各号を削る。

第二項中「職については」を「職は」に改め、同項を第三項とする。

第一項の次に次の一項を加える。
（給料の特別調整額が乙である職に相当すると認める職）

2 給料の特別調整額に関する件第一項の規定により同件別表国立国会図書館の項の給料の特別調整額が乙である職に相当すると認める職は、統括主査とする。

（受託研究員及び受託研修生に関する件の一部改正）

6 受託研究員及び受託研修生に関する件

（昭和六十二年館長決定第九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「諸機関」の下に「並びにこれらの機関に準ずる法人」を加え、「中央の図書館」の下に「及び国際子ども図書館」を加える。

第四項中「又は関西館」を「国会分館、関西館及び国際子ども図書館を含む。以下この項において同じ。」に改め、「又は関西館長」を削る。

第九項中「が部局」を「（以下「対象事項」という。）が特定の部局（国会分館及び国際子ども図書館を含む。以下この項において同じ。）に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象事項によりこれにより難い特別の事情がある場合においては、同課と関係部局が協議して定める部局が行うものとする。

第十項各号列記以外の部分中「部局」を「部局等」に改め、同項第一号中「当該研究又は研修の対象となる事項」を「対象事項」に、「企画・協力課」を「支部図書館・協力課」に改め、第二号を第三号とし、第

一号の次に次の一号を加える。

二 国会分館において実施する場合 国会分館参考課

第十項に次の一号を加える。

四 国際子ども図書館において実施する場合 国際子ども図書館企画協力課

本則に次の一項を加える。

11 第九項ただし書の規定は、前項（第三号を除く。）の場合に準用する。この場合において、第九項ただし書中「同課と関係部局が協議して定める部局」とあるのは、「関係部局等が協議して定める部局等」と読み替えるものとする。

7 図書館協力用資料に関する件（平成十四年館長決定第五号）の一部を次のように改正する。

第三項中「企画・協力課長」を「支部図書館・協力課長」に改める。
（国立国会図書館国会サービス要領の一部改正）

8 国立国会図書館国会サービス要領（昭和六十二年館長決定第六号）の一部を次のように改正する。

第五項第二号を次のように改める。

二 総務部支部図書館・協力課 サービス係

(一般レファレンス事務処理要領の一部改正)

9 一般レファレンス事務処理要領(昭和六十一年館長決定第十五号)の一部を次のように改正する。

第六項中「支部図書館課」を「支部図書館・協力課」に改める。

(国立国会図書館参観事務取扱要領の一部改正)

10 国立国会図書館参観事務取扱要領(昭和六十二年館長決定第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四項中「企画・協力課が接遇を担当する者」を「支部図書館・協力課が接遇を担当する者(外国人及び外国公館関係者に限る。)」に改める。

別表総務部企画・協力課の項を削り、同表総務部支部図書館課の項を次のように改める。

(略)

附則

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

おもな人事

財務事務官 篠原 弘

国立国会図書館司書に兼ねて任命する

総務部支部図書館課勤務を命ずる

平成十七年三月十一日付け

(国際子ども図書館長)

司書 富田美樹子

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局議会議官庁資料調査室付を命ずる
(主題情報部長)

(主題情報部長)

同 渡邊 樹

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局政治議会調査室主任を命ずる
(調査及び立法考査局海外立法情報調査室付)

同 土屋 恵司

調査及び立法考査局
海外立法情報調査室主任を命ずる

(調査及び立法考査局長・政治議会調査室主任事務取扱)

同 松橋 和夫

調査及び立法考査局
電子情報サービスク
課長事務取扱を命ずる
(資料提供部雑誌課長)

同 松橋 和夫

調査及び立法考査局政治議会調査室主任事務取扱を解く

調査及び立法考査局行政法務調査室主任事務取扱を命ずる

同 岡田 三夫

(主題情報部付司書監)

同 岡田 三夫

主題情報部長を命ずる

(関西館資料部長)

同 村山 隆雄

国際子ども図書館長を命ずる

(関西館総務課長)
参事 花満 弘文

総務部副部長を命ずる

総務部管理課長事務取扱を命ずる
(総務部副部長・支部図書館課長事務取扱)

同 戸澤 幾子

国立国会図書館司書に任命する
司書監を命ずる

総務部付を命ずる

(調査及び立法考査局付主幹・電子情報サービスク課長事務取扱)

調査員 大山 英久

調査及び立法考査局

電子情報サービスク
課長事務取扱を解く
(資料提供部雑誌課長)

同 松橋 和夫

司書 亀田 進久

国立国会図書館調査員に任命する

主幹を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(調査及び立法考査局文教科科学技術課長)

調査員 木戸 裕

主幹を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(調査及び立法考査局国会レファレンス課長)

同 戸田 典子

主幹を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

調査及び立法考査局国会レファレンス課長事

務取扱を命ずる

(調査及び立法考査局外交防衛課長)

同 清水 隆雄

主幹を命ずる

調査及び立法考査局行政法務調査室付を命ず

る

(調査及び立法考査局政治議会調査室付主幹・

政治議会課長事務取扱)

同 梅田 久枝

調査及び立法考査局政治議会調査室付を解

調査及び立法考査局政治議会課長事務取扱を

解く

調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を

命ずる

(収集部国内資料課長)

司書 横山 順子

司書監を命ずる

収集部付を命ずる

(収集部付主任司書)

同 安嶋 和代

司書監を命ずる

書誌部付を命ずる

(主題情報部科学技術・経済課長)

同 米村 明史

司書監を命ずる

資料提供部付を命ずる

(資料提供部副部長・利用者サービス企画課

長事務取扱)

同 齋藤友紀子

主題情報部副部長を命ずる

主題情報部参考企画課長事務取扱を命ずる

(主題情報部副部長・関西館資料部アジア情

報課長兼務)

同 富窪 高志

司書監を命ずる

主題情報部付を命ずる

関西館資料部アジア情報課長兼務を解

(国際子ども図書館資料情報課長)

同 千代 由利

主題情報部副部長を命ずる

兼ねて国際子ども図書館資料情報課長を命ず

る

(書誌部書誌調整課長)

同 坂本 博

関西館資料部長を命ずる

(調査及び立法考査局政治議会課憲法室長)

調査員 矢部 明宏

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(書誌部国内図書課課長補佐)

司書 内田 房子

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(資料提供部付主任司書)

同 富士 輝美

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(総務部企画・協力課長)

参事 田屋 裕之

総務部企画課長を命ずる

(総務部企画・協力課電子情報企画室)

同 植月 献二

総務部企画課電子情報企画室長を命ずる

(総務部管理課課長補佐)

同 石川 吉富

統括主査を命ずる

総務部管理課付を命ずる

(収集部付主任司書)

司書 山口 和之

国立国会図書館参事に任命する

総務部情報システム課長を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 山口 和人

総務部支部図書館・協力課長を命ずる

(国際子ども図書館企画協力課長)

司書 高山 直也

国立国会図書館調査員に任命する

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を命ずる

命ずる

(総務部会計課課長補佐)

参事 佐藤 毅彦

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局電子情報サービス課長を命ずる

(主題情報部参考企画課長)

司書 松尾 和成

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局議会議会官庁資料課長を命ずる

(主題情報部政治史料課長)

同 武田美智代

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局政治議会議会課長を命ずる

(調査及び立法考査局政治議会議会課憲法室主査)

調査員 山田 邦夫

調査及び立法考査局政治議会議会課憲法室長を命ずる

(調査及び立法考査局外交防衛調査室付主任調査員)

同 等 雄一郎

調査及び立法考査局外交防衛課長を命ずる

(調査及び立法考査局国土交通課主査)

同 山崎 治

調査及び立法考査局国土交通課主査を命ずる

(支部東洋文庫長)

司書 井坂 清信

調査及び立法考査局国土交通課長を命ずる

(調査及び立法考査局議会議会官庁資料課長)

同 江澤 和雄

調査及び立法考査局文教科科学技術課長を命ずる

(収集部国内資料課課長補佐)

司書 村上 清子

主任司書を命ずる

収集部付を命ずる

(調査及び立法考査局国会レファレンス課長補佐)

調査員 大曲 薫

国立国会図書館司書に任命する

主任司書を命ずる

収集部付を命ずる

(収集部外国資料課長)

司書 富久 俊一

収集部国内資料課長を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 小池 幸二

国立国会図書館司書に任命する

収集部外国資料課長を命ずる

同 司書 井坂 清信

司書 井坂 清信

司書 井坂 清信

司書 井坂 清信

収集部資料保存課長を命ずる

(収集部収集企画課課長補佐)

同 大幸 直子

資料提供部複写課長を命ずる

(書誌部付主任司書)

同 宮 雄司

主任司書を命ずる

(資料提供部複写課長)

同 尾崎 広一

主任司書を任命する

書誌部付を命ずる

同 中井万知子

資料提供部図書課長を命ずる

(書誌部書誌調整課課長補佐)

同 石渡 裕子

国立国会図書館参事に任命する

関西館総務課長を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 石川 武敏

国立国会図書館司書に任命する

書誌部書誌調整課長を命ずる

同 西田 元子

主任司書を命ずる

主題情報部付を命ずる

同 長谷川俊介

国立国会図書館司書に任命する

関西館資料部アジア情報課長を命ずる

(関西館総務課課長補佐)

同 豊田 透

書誌部国内図書課長を命ずる

(書誌部付主任司書)

同 西田 元子

国立国会図書館司書に任命する

主題情報部科学技術・経済課長を命ずる

同 山田 敏之

国立国会図書館司書に任命する

関西館事業部図書協力課長を命ずる

(主題情報部付主任司書)

同 司書 鈴木 恭子

国立国会図書館司書に任命する

主任司書を命ずる

同 大幸 直子

国立国会図書館司書に任命する

主題情報部政治史料課長を命ずる

同 山田 敏之

国際子ども図書館付を命ずる

(収集部資料保存課長)

同 金箱 秀俊

資料提供部付を命ずる

(関西館事業部図書協力課長)

同 大幸 直子

国立国会図書館司書に任命する

主任司書を命ずる

同 山田 敏之

国際子ども図書館企画協力課長を命ずる

(調査及び立法考査局調査企画課課長補佐)

同 調査員 渡邊 幸秀

資料提供部利用者サービス企画課長を命ずる

(資料提供部図書課長)

同 大幸 直子

関西館資料部文献提供課課長補佐)

同 小林 一春

国立国会図書館司書に任命する

支部東洋文庫長を命ずる

同 司書 小林 一春

(大分県立図書館長)

神 繁司

国立国会図書館司書に任命する
以上平成十七年四月一日付け

国土交通省近畿地方整備局へ出向

司書 矢野由希子

国立国会図書館司書に任命する
資料提供部雑誌課長を命ずる
以上平成十七年四月一日付け

―職員の出向―

参事 齋藤 朋子

国立情報学研究所へ出向

参事 岩瀬道太郎

中村 邦広 京都府へ出向

参事 柴田 容子

国立国会図書館参事に任命する
(衆議院事務局)

司書 柴田 容子

芦田 淳

京都府教育委員会へ出向

司書 山崎 博樹

国立国会図書館参事に任命する
(参議院法制局)

齊藤 誠一

秋田県教育委員会へ出向

司書 西林 正人

国立国会図書館参事に任命する
(工業所有権情報・研修館)

藤田 晴代

大阪府教育委員会へ出向
以上平成十七年三月三十一日付け

司書 西林 正人

国立国会図書館参事に任命する
(国立情報学研究所)

川瀬 直人

参議院法制局へ出向

参事 小熊 美幸

国立国会図書館参事に任命する
(国土交通省)

岩田 康隆

衆議院事務局へ出向

調査員 小池 洋子

国立国会図書館調査員に任命する
(国土交通省近畿地方整備局)

近藤 孝子

国土交通省へ出向

司書 赤坂 実

国立国会図書館参事に任命する
(京都府)

山下 ユミ

国土交通省へ出向

司書 竹澤 俊之

国立国会図書館司書に任命する
(大阪府教育委員会)

山元真樹子

国土交通省へ出向

参事 西井 理佳

―専門調査員の退職―

(調査及び立法考査局行政法務調査室主任)

専門調査員 小林 奉文

(調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任)

以上平成十七年三月三十一日付け
専門調査員 平野美恵子

―職員のリ退職―

(退職時部局)

司書 北山 千代

参事 森川 正明

同 泉 寛子

同 石井 行光

調査及び立法考査局 調査員 高木 浩子

同 門 彬

同 岩城美知代

同 石澤多賀子

同 宮島 安世

収集部
同 有住 玲子
同 脇野 京子
同 阿部 治
同 藤田トリ子
同 福樂都紀子
同 大山 清二
同 花井 潤子
同 長澤 力
同 牛越 弘美
同 川上 章雄
同 林 典門
同 新宮 勝英
同 新宮 清子
同 正井 良知
同 吉田 孝子
同 品川 久三
同 佐藤眞佐子

資料提供部

書誌部
同 牛越 弘美
同 川上 章雄
同 林 典門
同 新宮 勝英
同 新宮 清子
同 正井 良知
同 吉田 孝子
同 品川 久三
同 佐藤眞佐子

国会分館

以上平成十七年三月三十一日付け

国立国会図書館の編集・刊行物

カレントアウェアネス 二八三号

A 4 二六頁

米国愛国者法の制定と図書館の対処／最後

の拠り所としての政府情報コレクション／カナダの刑務所内図書館／経営戦略としての図書館ブランディングー英国図書館のリ・ブランディング事例からー／「2004年ダブリンコア・メタデータ応用国際会議」(DCI 2004)開催される

〈動向レビュー〉MARCとメタデータのクロスウォーク／図書館コンソーシアムのライフサイクル／「情報哲学 (the Philosophy of Information)」の誕生：図書館情報学理論研究における新たな動向

〈研究文献レビュー〉レファレンスサービスの新しい潮流

季刊 四二〇円(日)

外国の立法 立法情報・翻訳・解説

第二二三号 A 4 一五六頁

緊急事態に備えた国家権限の強化／ドイツにおけるテロ対策への軍の関与／米国の人身

取引対策／スウェーデンにおける国の会計検査機関の改革／イギリスにおける2003年

法定納本図書館法の制定

【短信】2004年米大統領選挙と「道徳」

／EU指令の国内法化の遅れに苦慮するフラ

ンス／欧州憲法条約をめぐるフランス社会党内の賛否両論／社会保障政策の転換(ロシア)／生命倫理及び安全に関する法律(韓国)／新伝染病予防治療法の施行(中国)／ポルト・ポスト派元幹部らを裁くための特別法廷設置法の改正(カンボジア)

季刊 二、三〇〇円(日)

(ISBN4-87582-614-1)

レファレンス 第六五〇号

A 4 八二頁

硬性憲法と憲法改正の本質／アメリカ民主党再生戦略をめぐる地球温暖化問題／「国連・持続可能な開発のための教育の10年」をめぐって

月刊 税・送料込み 八三二円(有)

入手の問い合わせ

(日) 日本図書館協会 1033東京都中央区新川一丁目一四

(有) 有隣堂印刷(株) 1404東京都品川区南品川五丁目二〇

(有) 伊国屋書店 1503東京都渋谷区東二丁目三十一

(紀) 紀伊国屋書店 18513東京都渋谷区東二丁目三十一

特に記載のないものは税込価格です。



ダイレクトリー本文（例：国立国会図書館関西館アジア情報室）

ダイレクトリー本文は、機関の概要（名称、連絡先、職員、沿革など）、利用に関する情報（開館日・開館時間、利用条件、サービス内容、交通機関など）、所蔵資料に関する情報（所蔵資料の概要、統計、検索ツール、アジア関係コレクションなど）のほか、研修、シンポジウム、刊行物などに関する項目から構成されています。

なお、掲載機関を利用される際は、当該機関の利用規則等を十分にご確認ください。

今後は、関係機関のご協力を得ながら、最新の情報を提供するとともに、ダイレクトリーをいっそう充実させるため、収録機関の拡大、記載内容の整備などを進めていく予定です。

URL <http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/asia/directory/index.html>

（国立国会図書館ホームページ <http://www.ndl.go.jp>—サービスポイント 関西館—アジア情報室—アジア情報室ホームページ—アジア情報機関ダイレクトリー）

お問い合わせ先

国立国会図書館関西館資料部アジア情報課（担当：大川）

TEL：0774-98-1371（ダイヤルイン） E-mail：k-azia@ndl.go.jp

「アジア情報機関ダイレクトリー」当館ホームページで公開

平成17年3月11日、アジア情報室ホームページ内に、「アジア情報機関ダイレクトリー」を公開しました。

このダイレクトリーは、アジア情報資源の利用を促進し、関係機関相互の情報共有を図り今後の連携・協力に資するための基礎ツールとして、昨年来、主に国内のアジア言語資料を所蔵する機関の協力を得て当館が作成してきました。

収録機関数は73機関です。館種別では、大学図書館（付置研究所等を含む）52、専門図書館等14、公共図書館6、国立国会図書館（アジア情報室）1となっています。

トップページには、機関名五十音、所在地別、対象地域別、言語別所蔵資料の各索引とダイレクトリー内の全文検索が可能な検索エンジンを載せています。例えば、中国語やインドネシア語資料の所蔵機関は、言語別所蔵資料索引を利用することで調べることができますし、検索エンジンを利用すれば、地図や朝鮮本など特定の資料の所蔵機関を探すことができます。

このほか、国内におけるアジア関係の最新情報を発信する場として「関係機関ニュース&更新情報」欄を設けており、収録機関の更新情報をはじめ、研究会、講演会、研修、展覧会などの情報を掲載しています。



トップページ

<申込機能>

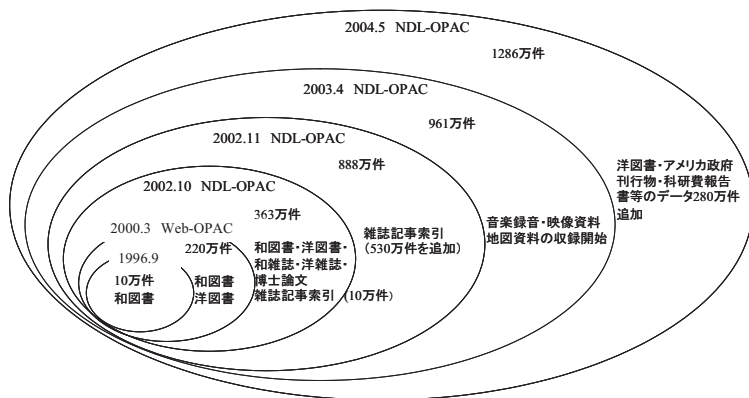
NDL-OPACには、登録利用者制度と連動して、直接サービスを申し込む機能があります。事前に登録した利用者はID・パスワードをログイン時に入力して、郵送複写サービスを直接申し込むことができます。

<提供データの拡大>

インターネットで当館が所蔵する資料の情報を提供しはじめたのは、1996年9月でした。最初は、過去1年間に受け入れた和図書約10万件を提供していましたが、2000年にはWeb-OPAC、2002年にはNDL-OPACとシステム更改をしながら、提供するデータの種類・件数は下図のように拡大してきました。

2005年2月現在、NDL-OPACは、書誌情報(約700万件)と雑誌記事索引(約640万件)併せて約1,340万件をインターネットで提供しています。すべての書誌情報、所蔵情報が整備されているわけではないため、今後も未整備の資料については計画を立てて遡及入力をしていきます。

図 NDL-OPAC のデータ拡大変遷



カード目録や冊子目録では、書名、著者名など特定の項目により配列された情報を1件ずつ調べていたのが、データベース化により、さまざまな項目からの検索や異なる資料群の同時検索が可能になりました。また、所蔵情報や利用可否情報など日々変化する情報も参照できるようになりました。

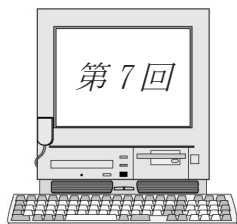
さらに、インターネットによる公開で、来館せずに当館の所蔵資料を調べることが可能になりました。現在NDL-OPACは、毎日4万回以上の検索がなされています。これからもNDL-OPACを当館の資料・サービスの窓口としてご活用ください。

(総務部支部図書館・協力課 原田 圭子)



電子図書館サービスのページ

いつでもどこでもだれでも



【連載目次】

国立国会図書館の電子図書館サービスとは？（523号）
一次資料の電子的提供（524～527号）
ウェブ・アーカイブと提供（528号）
資料に到達するための情報

- ・NDL-OPAC（本号）
- ・総合目録（次号）
- ・データベース・ナビゲーション・サービス（Dnavi）
- ・ホームページ
- ・レファレンス協同データベース実験事業

電子情報の保存と利用保証
電子図書館サービスの目標

NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）

この連載では、これまで電子図書館サービスのうち、情報そのもの（一次情報）を提供するサービスの紹介をしてきましたが、これからはばらばら資料に到達するための情報（二次情報）を提供するサービスを紹介します。そのトップバッターがNDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）です。NDL-OPACとは、当館の所蔵資料の検索、所蔵状況の確認、資料利用の申込みができるシステムです。

<書誌情報>

「NDL-OPACで資料の本文は読めますか？」と尋ねられることがありますが、NDL-OPACは、これまでの図書館のカードや冊子の目録の役割を引き継いだ書誌情報の検索システムで、本文そのものは読めません。検索できるのは、図書・雑誌・新聞や地図などの一般的な資料、電子資料（CD-ROM・DVDなど）、マイクロ資料といった当館所蔵資料の目録と、特定の雑誌に掲載された論文・記事の索引（雑誌記事索引）です。当館が電子図書館事業で電子化した資料については、NDL-OPACではなく、当館ホームページの「電子図書館の蔵書」の各メニューからの検索となります。

これらの書誌情報は、国立図書館である当館の基本的な役割として永年にわたり目録作成業務で蓄積してきたものです。カード目録の適及入力や他のシステムからのデータ移行により、現在のデータベースを構築しました。もちろん毎日新たに受け入れている資料の書誌情報も新規データとして追加しています。

<所蔵情報>

NDL-OPACでは資料の所在情報（東京本館・関西館・国際子ども図書館のどこにあるか）と、資料が利用可能かどうかの情報が確認できます。利用申込時に資料状態がわかるため、申込みを受けてからお断りする事例が減り、サービス向上に一役買っています。ただし雑誌・新聞などの古い巻号の所蔵情報の整備は終了していません。

ビジュアル国立国会図書館博物館

No.1

国立国会図書館月報

1961～ 月刊の広報誌。国立国会図書館の活動や各種サービスについて総合的に紹介している。2004年からはPDF版をHP上（<http://www.ndl.go.jp>—「刊行物」—「国立国会図書館月報」）で提供。

『国立国会図書館月報』は、1961年の創刊当時からサイズは変わっていませんが、その編集方法には大きな変化がありました。写真は、創刊号のほか、1990年代半ばまで月報編集に使われていた原稿用紙、レイアウト用紙、活字など。パソコン普及に伴い、現在はすべて使われなくなりました。



このコーナーでは、国立国会図書館にまつわるいろいろなモノ、事項について、写真を中心にご紹介していきます。どうぞお楽しみに！
(総務部総務課編集係)

国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

利用案内 電話 03 (3827) 2069 (音声・FAX サービス)

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

利用できる人 どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

開館時間 9:30～17:00

休館日 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、
年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

休室日 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第一、第二資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122 (代表)

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

国立国会図書館月報

平成17年4月号 (No.529)

発行所 国立国会図書館 平成17年4月20日発行 定価231円
(税込、送料別)

編集者 塚本 孝 印刷所 有隣堂印刷株式会社
発売元

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331 (代表)
FAX 03 (3597) 5617
E-mail geppo@ndl.go.jp

〒140-0004 東京都品川区南品川6-2-10
電話 03 (5479) 8721 (代表)
FAX 03 (5479) 8720
E-mail cap15650@pop01.odn.ne.jp

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜すいして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> — 「刊行物」 — 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用
本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 529 April 2005

CONTENTS

Kokuji kokugo kairyō ronsetsu nenpyō previously owned by
Kameda Jiro (Random notes on rare books, 446)

Second mutual visit program with the National Assembly
Library of Korea : For solving challenges 1

Board of inquiry on expansion of library services of the
International Library of Children's Literature: 3rd meeting
and submission of the report 7

International seminar "Document delivery service in the age of
digital information: vision and strategy" 8

Books not commercially available14

<Announcement>

USCAR (United States Civil Administration of the Ryukyu
Islands) Public Affairs Department materials now available
.....15

Meeting with service organizations for the blind in FY2004
.....16

Report of the 12th forum for libraries participating in the
National Union Catalog Network17

NDL budget for fiscal 200518

NDL News20

Tidbits of information on NDL21

Announcement of regular exhibition21

Monthly official report22

Publications from NDL37

<Announcement>

"Directory of Institutions for Asian Studies in Japan"
(Japanese only) available on the NDL website39

Digital library services page41

Visual NDL Museum (1)42

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo